

民法 Chapter 24

Date

/

Date

/

Date

/



詐害行為取消権に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 詐害行為取消権を行使するためには、取消しの対象となる詐害行為は、被保全債権の発生原因の後になされたものである必要はない。
- 2 遺産分割協議は、共同相続人の間で相続財産の帰属を確定させる行為であるが、相続人の意思を尊重すべき身分行為であり、詐害行為取消権の対象となる財産権を目的とする法律行為にはあたらない。
- 3 相続放棄は、責任財産を積極的に減少させる行為であり、また、身分行為であるとともに財産権を目的とする法律行為でもあるから、詐害行為取消権行使の対象となり得る。
- 4 不可分の不動産の贈与を詐害行為として取り消す場合には、債権者の債権額がその不動産の価額に満たないときであっても、贈与の全部を取り消すことができる。
- 5 詐害行為取消権は、すべての債権者の利益のために債務者の責任財産を保全する目的において行使されるべき権利であるから、取消しに基づいて返還すべき財産が金銭である場合に、取消債権者は受益者に対して直接自己への引渡しを求めることはできない。

正解
4

[責任財産の保全] 詐害行為取消権

1 妥当でない

詐害行為取消権（民法424条1項本文）を行使する場合、取消しの対象となる詐害行為は、**被保全債権の発生原因の後**になされたものであることが必要である（同条3項）。

2 妥当でない

共同相続人の間で成立した遺産分割協議（民法906条以下）は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、**相続財産の帰属を確定させるものであり**、その性質上、財産権を目的とする法律行為（同法424条2項参照）である。したがって、**遺産分割協議は、詐害行為取消権の行使の対象となる財産権を目的とする法律行為にあたる**（最判平11.6.11）。

3 妥当でない

詐害行為取消権行使の対象となる行為は、積極的に債務者の財産を減少させる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解されるところ、**相続の放棄**（民法938条以下）は、**既得財産の増加を消極的に妨げる行為にすぎず**、かつ、**このような身分行為については他人の意思による強制をすべきでないから**、**詐害行為取消権行使の対象とならない**（最判昭49.9.20）。

4 妥当である

債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる（民法424条の8第1項）。これに対して、**債務者の行為の目的物が不可分のものであるときは**、たとえその**価額が債権額を超過する場合であっても**、**その行為の全部について取り消すことができる**（最判昭30.10.11）。

5 妥当でない

債権者は、第424条の6第1項前段又は第2項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる（民法424条の9第1項前段）。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。